

令和6年度 一般会計歳出 第4款1項3目 スポーツ振興費12節委託料 18細節その他業務委託料
900000細々節その他業務委託料

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 担当者名 <small>からさわ あい</small> 柄澤 愛 電 話 671-3583
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 スポーツによる地域活性化検討業務委託

2 履 行 場 所 にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

3 履行期間 期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

委 託 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価		金 額		摘 要
				(円)		(円)		
「地域におけるスポーツ推進の関係者による議論」のコーディネート		1	式					
地域スポーツのあるべき姿と地域人材の活用方策の検討・提言		1	式					
報告書等の作成		1	式					
合計								
消費税及び地方消費税相当額								
委託費合計								

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

スポーツによる地域活性化検討業務委託 仕様書

1 件名

スポーツによる地域活性化検討業務委託

2 目的

本委託は、スポーツを通じた地域活性化に向けて、専門的知見から「地域におけるスポーツ推進の関係者※による議論」をコーディネートし、地域の特性に応じた地域スポーツのあるべき姿と地域人材の活用方策について検討・提言するものとする。

なお、令和7年度以降に本委託の結果をふまえた施策のモデル実施を想定している。

※地域におけるスポーツ推進の関係者

区地域振興課、スポーツ推進委員、さわやかスポーツ普及委員会、区スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化・スポーツクラブ等

3 委託内容

(1) 「地域におけるスポーツ推進の関係者による議論」のコーディネート

ア 「地域におけるスポーツ推進の関係者による議論」の運営支援、進行及び助言等を行い、スポーツによる地域活性化に係る課題を抽出する。(2～3地域(区又は連合単位)、年に4回程度、計8～12回を想定)

イ 「地域におけるスポーツ推進の関係者による議論」の議事録の作成

(1)アの議論について、議事録を作成する。

(2) 地域スポーツのあるべき姿と地域人材の活用方策の検討・提言

(1)の議論をふまえ、地域の特性に応じた地域におけるスポーツ振興のあり方を検討し、スポーツを通じた地域活性化に係る課題解決の方策を提言する。

なお、提言にあたっては他都市の先行事例等もふまえること。

(3) 報告書等の作成

(2)の検討・提言をふまえ、令和7年度以降に施策をモデル実施できるよう中間報告書及び最終報告書をまとめる。

4 成果物

3 (1)イの議事録を、期限までに電子データで提出するものとする。

3 (3)の報告書を、期限までに、CD-R 等に記録して電子データで提出するものとする。電子データは、マイクロソフト社の Word 形式によるもの及び PDF 形式によるものを各1部、図表については別途マイクロソフト社の Excel 形式で記録したものとする。

5 納品場所

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

6 納品期限

- (1) 議事録
議論のあった日から2週間以内
- (2) 中間報告書
令和6年8月30日(金)
- (3) 最終報告書
令和7年3月24日(月)

7 個人情報の保護に関する特記事項

- (1) 受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱について横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、この契約に基づき個人情報を取扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書を提出すること。

8 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し了承を得ること。
- (2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (3) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、委託者と速やかに協議のうえ、対応すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た一切の事項について第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
- (5) 資料の作成にあたっては、事前に十分に協議を行い、わかりやすいレイアウトやビジュアル化に配慮すること。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て横浜市に帰属し、横浜市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (9) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。